

個人演説会等の設備の程度及び使用のために納付すべき費用の額の公表

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 119 条第 2 項の規定による設備の程度及び同令第 121 条の規定による候補者等の納付すべき費用の額を八幡市選挙管理委員会の承認を得て定めたので、次のとおり公表する。

施設名	設備をする箇所	設備の程度						納付すべき費用額（平日、休日）			
		面積 (㎡)	照明	演壇		聴衆席	その他 (拡声器、 盆等)	控室	午前 (時間・ 額)	午後 (時間・ 額)	夜間 (時間・ 額)
				机	椅子						
京都八幡 高等学校 体育館	体育館	950	有	△	△	全て人力 にて設置	△	無	使用可能時間なし (公職選挙法施行令第116条による) ・ 0円		

令和 5 年 // 月 / 日

京都府立京都八幡高等学校長 鎌倉 基宣